

自覚症状がなくても定期検診を
 がんは、早期に発見し治療すること
 で多くが治癒すると言われています。
 自分のため、大切な人のために、2年
 に1度は検診を受けましょう。

20・30歳代の若年層に多い子宮頸がん
 子宮頸がんはヒトパピローマウイルス
 (以下、HPV)の感染が主な原因
 で、20・30歳代の若年層に増加傾向で
 す。HPVは一度でも性交渉の経験が
 あれば感染している恐れがあります。
 感染してもほとんどの場合は一時的で
 すが、ごく一部の人で長期間を経てが
 んに至ることがあります。

40・50歳代女性に多い乳がん
 乳がんは乳房にある乳腺にできる悪
 性腫瘍です。女性ホルモンが深く関わ
 っており、特に40・50歳代に多く発症
 しています。乳がんは女性にできるが
 んの中で一番多く、年間約7万人が乳
 がんを発症し、1万人以上が乳がんで
 亡くなっています。

●メール申し込み

対象年齢	平成28年4月1日時点で 20歳代の女性
自己負担額	1,700円
検診時期	9月～平成29年2月末
申込期限	7月29日(金)
メール 送信先	健康づくり推進課 kenkou@city.koshi.lg.jp
メールに記載する内容 ※件名必須	【件名】 子宮頸がん検診申し込み 【本文】 ①住所 ②氏名 ③生年月日 ④日中連絡がつく電話番号

※迷惑メールの対策などでドメイン指定受信を行
 なっている場合、メールが受信できない場合
 があります。上記アドレスの受信設定をお願い
 します。

20歳代の方は、子宮頸がん検診をメ
 ールで申し込むことができます。
 申し込み受け付け後、1週間以内に
 予約完了のメールを送信します。申込
 者には、8月に実施医療機関などの詳
 細と問診票を送付します。

20歳代の子宮頸がん検診は
 メール申し込みが便利です

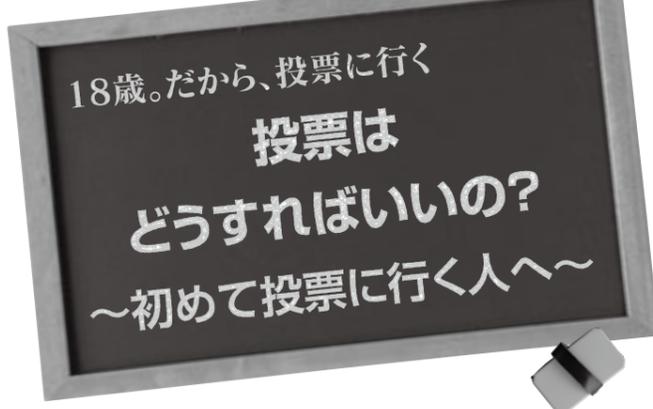
●申込方法
 30歳以上の人は、1月に送付してい
 るがん検診申込票に記入し、各庁舎・
 各支所にご提出ください。
 ●申込期限 7月29日(金)

●市がん検診

検診 種別	対象年齢	検査項目	自己負担額		検診時期	検診場所
			69歳以下	70歳以上		
乳がん検診	集団検診	30歳以上	乳房超音波検査	1,000円	300円	9～10月 検診車で実施(市施設など)
		40歳以上	マンモグラフィ・ 乳房超音波検査	1,900円	600円	
	施設検診	30歳以上	30～39歳 問診・視触診・ 乳房超音波検査	1,500円	—	9～2月 ●庄嶋医院 ●三隅内科医院 ●くまもと乳腺・胃腸外科病院 ※1 庄嶋医院、三隅内科医院のみ ※2 くまもと乳腺・胃腸外科病院のみ
40歳以上(※1) 問診・視触診・ 乳房超音波検査			1,500円	500円		
40歳以上(※2) 問診・視触診・ マンモグラフィ			2,600円	2,000円		
子宮頸がん検診	集団検診	30歳以上	問診・内診・ 細胞診	1,300円	400円	9～10月 検診車で実施(市施設など)
	施設検診	20歳以上	問診・内診・ 細胞診	1,700円	600円	9～2月 申込者には、8月に郵便でお知らせします

自分のため、大切な人のために
乳がん検診・子宮頸がん検診を受けましょう

▼問い合わせ先 健康づくり推進課 健康推進班(西合志庁舎)
 ☎(242) 1183



少子高齢化・人口減少社会を迎えた日本。
 未来を担う若い世代に早く政治に参加してもらうこ
 とで、主体的に政治に関わってほしいという願いか
 ら、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。

各種選挙制度について、詳しくは市ホームページでも紹
 介しています。
 ◀「選挙」コーナー QRコード



1 投票所入場券に書いてあ
 る投票所へ行く
 2 受付で選挙人名簿と照合
 し投票用紙を受け取る
 3 記載台で候補者の氏名(ま
 たは政党名)を記入する
 4 投票箱に入れば終了!

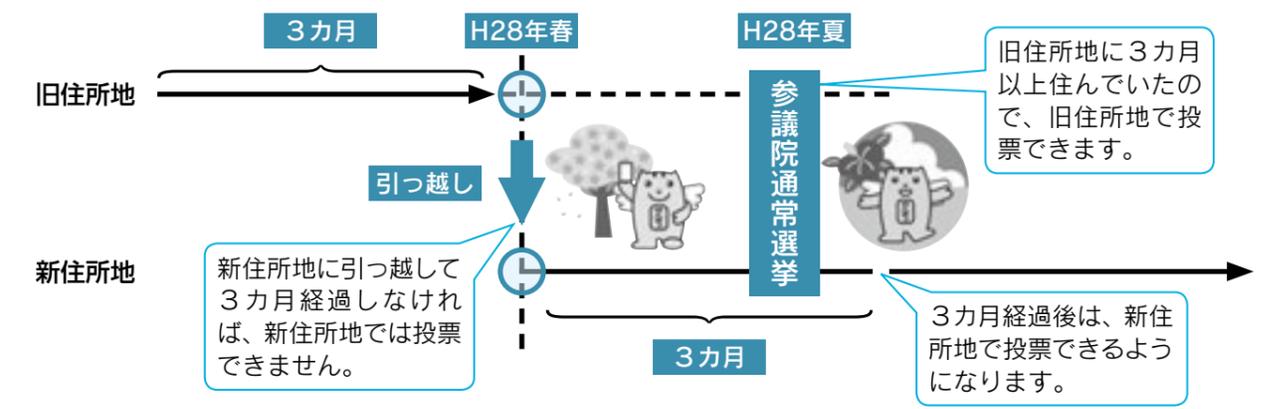
無くしても
 大丈夫
 投票所入場券(はがき)
 有権者一人一人に郵送します。
 万が一入場券を無くしたり忘れたりし
 ても、投票所で本人確認できれば投票
 できます。

投票日に
 予定があっても
 大丈夫
期日前投票
 用事があって投票日に投票できない人
 は、合志庁舎または西合志庁舎で「期
 日前投票」ができます。
 (午前8時30分～午後8時)

今春引っ越した人は、旧住所地で投票してもらう場合があります

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。
 ことしの春に引っ越しをした場合、夏の参議院選挙に新住所地で投
 票することができない可能性があります。しかし、旧住所地に3カ月
 以上住んでいた場合、夏の選挙には旧住所地で投票できます。
 ※旧住所地に投票に行けない人は「不在者投票制度」があります。詳しく
 は、市ホームページか広報2月号をご覧ください。

①新住所地で投票するためには、新
 住所地に転入届をした日から選挙
 の公示日(選挙期日の少なくとも
 17日前)の前日までに3カ月以
 上住んでいる必要があります。



●問い合わせ先 市選挙管理委員会事務局(合志庁舎総務課内) ☎248-1112